

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2 貿易関係貿易外取引等に関する省令第 7 条
主務官庁	経 済 産 業 省

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証

輸出許可番号 MBIT-GL-20-S10111

有効となる日 2020/11/02

有効期限 2023/11/01

外国為替及び外国貿易法第48条第1項

外国為替及び外国貿易法第67条第1項

輸出貿易管理令第8条第2項

外国為替及び外国貿易法第25条第1項

貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

に基づき次の条件を付して許可する。

条件

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの6の（1）に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日付 2020/10/14

資格

記名押印

経済産業大臣 梶山 弘志

申請者 本人

名称 ルネサスエレクトロニクス株式会社

RENESAS ELECTRONICS CORPORATION

住所 東京都江東区豊洲3-2-24

TOYOSU 3-2-24, KOTO KU, TOKYO TO

申請年月日 2020/10/07

役職名 代表取締役社長兼CEO

氏名 柴田 英利

郵便番号 135-0061

電話番号 03-6773-3003

（続き無し）

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの4の（1）に掲げるもの

下記の輸出については、本許可の効力が失われる。1. 貨物の内容 輸出貿易管理令別表第1の7の項（2）に該当する貨物 2. 仕向地 中国 3. 買主、荷受人、需要者の名称（1）THE 13TH RESEARCH INSTITUTE OF CHINA ELECTRONICS TECHNOLOGY GROUP CORPORATION（2）BOWEI INTEGRATED CIRCUITS CO., LTD 4. 輸出の時点 有効となる日から保有する本許可の有効期限まで

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの6の（1）に掲げる条件に従うこと。